

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年〇・一パーセント
額に各募集取扱機関は、払込金
額に加え、次の算式により算
出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 21}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十三年五月十五日を支
払とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

十 八	十 七	十 六	十 五		十 四
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

平 成 二 十 二 年 十 二 月 六 日	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 四 年 十 一 月 十 五 日	る 利 子 を 支 払 う 。	い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す	日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お	毎 年 五 月 十 五 日 及 び 十 一 月 十 五
---	------------------	---	--	--------------------------------------	--	--	--

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$